

地名散歩

第125回 包丁、ノコギリ、カンナ、ハサミ——道具の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

道具の地名を探してみた。まずは台所からと思って『角川日本地名大辞典』(DVD-ROM版)で「包丁」を検索してみると、1件もヒットしない。それならと旧表記の「庖丁」なら現役の地名が1件だけあった。鳥取市の庖丁人町^{ほうちやうにんまち}である。旧城下町の武家屋敷にあたり、台所方役人の居住地であったことにちなむ通称が、明治初年に正式な町名になったという。すぐ近くには大工町頭^{だいくまちがしら}という珍しい町名もあるが、こちらは城下町を拡張する際に播磨国から来た浪人、辻新右衛門の住居にちなむ。大工町だけなら全国の城下町に珍しくないが、この人は「頭」であったからだろう。

「地理院地図」で探すと山河等地形に関する自然地名の中に2つあって、ひとつは長崎県の五島列島の中心地・福江(五島市)のすぐ

沖にある庖丁島。由来はよくわからないが、横から見た細長い様子が似ているのだろうか。そしてもうひとつが、ちょっと物騒な印象の「腹庖丁」^{はらぼうちやう}である。地図によれば急な登山道に付けられており、坂道の名前らしい。

今でこそ香川県から高知県への幹線である国道39号やJR土讃線から遠く離れているが、明治35年(1902)の地図(20万分の1輯製図)では、川之江(四国中央市)付近の上分^{かみぶん}という町からまっすぐ高知へ通じる道があり、瀬戸内側からの最短経路である。その道に沿って記されているのが腹庖丁の文字だ。調べてみると、この道は土佐藩の参勤交代も通ったという旧土佐街道で、あまりに勾配が急なので腰の刀が地面につかえて歩きにくく、やむをえず腹に回した格好が腹に庖丁を刺したように見えるこ



川之江(現四国中央市)と高知を結ぶ旧土佐街道、四国山地を越える急坂に命名された「腹庖丁」。現在は西側の谷を高知自動車道が走る。1:50,000 「三島」昭和31年要部修正



兵庫県芦屋市の2人の住民によってかろうじて守られた打出小槌町の地名。阪神電気鉄道打出駅とJR芦屋駅の間に位置する。「地理院地図」令和4年7月5日ダウンロード

とから名付けられたという。この最短距離のルートはアップダウンが著しいものだが、後にこの道沿いに開通した高知自動車道はトンネルをいくつも穿って快適な道にしてしまった。

高知道の起点である川之江ジャンクションの近くにある上分は、かつて土佐の山奥で収獲された和紙の原料である楮こうぞの皮がここに集められて製紙業が発達した。現在では四国中央市となった川之江・伊予三島が大規模な製紙工業地帯となっているのは、この腹庖丁を経て運ばれた原料が繋いだ伝統のおかげである。

同じ刃物でも、ノコギリに関する地名は多い。鋸のこぎりの字を用いた唯一の自治体といえば千葉県安房郡鋸南町きよなんまちがある。昭和34年(1959)に保田町と勝山町が合併した際に、鋸山のこぎりやまの南側に位置することから命名された。この山は古くから凝灰岩の石切り場で知られるが、その稜線がノコギリ状を呈することからその名がついたという。

静岡市葵区には大鋸町おおがまちがある。駿府城の西側に位置しており、江戸期に木挽こびきを生業とする人が住んだことにちなむ。同名の町は他にもいくつかの城下町に同様の由来の町があったが、江戸にも同じ大鋸町おがちょうがあった。読みは異なるが、やはり木挽き職人の町である(すぐ東側には木挽町こびきちょうもあった)。関東大震災後に行われた復興事業の町名地番整理で京橋や宝町の一部となって消えてしまったのは残念だ。その大鋸の屑がオガクズである。昔は緩衝材や断熱材として広く使われていたが、今は発泡スチロールなどに取って代わられている。「だいぎり」と読むのは藤沢市の中心街近くの大鋸で、こちらの意味は同じ大型の鋸を使う職人集団が住んだことによる。

鋸といえばカンナ(鉋)も連想するが、この字を用いた地名は圧倒的に少ない。鉋の字は刃(金)を木材で包む形状を表わしたそうだが、大

字レベルの地名では長野市の信越本線川中島駅の東側に広がる氷鉋ひがの(上氷鉋・中氷鉋・下氷鉋)だけだ。平安時代にはすでに記録にある古い地名だが由来は不詳。カンナに関するというより、おそらくヒガノという地名に当てたのだろう。カノのつく地名は焼畑に関連するというもの、侵食に由来するもの、または地すべり関連とするなど諸説あるが、今となってはわからない。

ハサミ(鋏)も身近な道具であるが、この字がつく地名は1か所だけで、埼玉県川口市の戸塚鋏町とつかはさみちょうのみ。町名としては昭和55年(1980)と新しいが、かつての小字を受け継いだという。ハサミという音で共通する長崎県波佐見町はさみは古く「峽」と書いたとの記録(東彼杵郡誌)もあるというから、川口市のもハザマの地形だろうか。もっとも山のない平坦な沖積地ではあるが。『埼玉新聞』のデジタル版(2017年8月3日)によれば、当地には川口駅前から戸塚鋏町へ移ってきた理容店もあり、「いい場所に行ったね」と言われたという。

金槌の地名もある。京都市右京区さかいんの西院金槌町がそれで、三条通をはさんで島津製作所の南側だ。かつては農村部で「字金槌」を継承したようだが、由来はよくわからない。金槌とは異なるが、兵庫県芦屋市にはその名も「打出小槌町うちでこづちちょう」が存在する。芦屋市は精道村から名称変更して「2階級特進」で市制施行するほど戦前の人口が急増していたが、戦時中の昭和19年(1944)に大字打出を分割して誕生した。「打出の小槌伝説」にちなむ命名である。ところが戦後に住居表示を実施することになって市当局から「打出」を外すことが決められてしまう。あまりに乱暴なやり方に市民2人が反対を表明、粘り強い努力でついにそのまま残すことを認めさせたのである。この人たちがいなかったら消えていたのは間違いない。民主主義と同様、地名保存にも不断の見守りが必要だ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.787
2022 August



表紙写真

「夏やすみ」

第36回写真コンクール入選
酒井 暢生●埼玉会

なつやすみの につき

なつやすみに、だいすきな
おばあちゃんの うちに いきました。

こうえんの、とてもながい
すべりだいの とちゅうで、
おばあちゃんが わらいかけてくれたので、
とてもうれしかったです。

地名散歩 今尾 恵介

03 第79回定時総会

09 令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響④

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

12 続続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.102

徳島会／旭川会

15 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

16 「土地家屋調査士白書2022」発刊のお知らせ

18 第37回写真コンクール開催

27 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！

28 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

30 会務日誌

32 国民年金基金

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 ちょうさし俳壇

36 ネットワーク50

京都会

38 お知らせ 土地家屋調査士2023年オリジナルカレンダー

39 編集だより

第79回定時総会



令和4年6月21日(火)、22日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第79回定時総会が開催された。梅雨ではあったが曇り空の東京に全国から各土地家屋調査士会長及び代議員が集結した。國吉前会長を含め、この1年間に他界された会員への黙祷、北村総務部長による倫理綱領の独唱の後、調査士の歌が流れた。そして津島淳法務副大臣をはじめ法務省のご来賓をお迎えして厳粛な空気の中、定刻どおりに開始となった。



柳澤副会長



岡田会長

開会の言葉を柳澤副会長が、会長挨拶を岡田会長がされたときに、共通に使われた言葉が「三年ぶりに～」だった。昨年、一昨年は参集型の定時総会が行うことができなかったからだ。今年度も完全に新型コロナウイルス感染症の影響を排除できる状態ではないため、懇親会をなくし、オブザーバー参加を

受け付けない形で純粋な構成員十余名での開催であったが、総会自体に目を向ければコロナ禍前のものと変わらない形で行うことができたことが、ひとえに喜ばしい限りである。

挨拶に続いて、多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、土地家屋調査士制度の発展と法務行政の円滑な運営へのご功績のあった20名に対し法務大臣表彰が授与され、古川禎久法務大臣の御祝辞を頂いた。

華やかな式の後、しばしの休憩をはさみ議事がスタートした。司会者の市川理事により近畿ブロック協議会・京都会の池谷会長と九州ブロック協議会・長崎会の船津会長が議長団に指名された。「令和3年度会務報告及び事業経過報告」は、始めに岡田会



法務大臣表彰式



津島法務副大臣



議長団

長から総括報告があり、続いて各担当部長から各部の事業経過報告、事前質問、要望についての質疑応答が行われた。

議 事

第1号議案

- (イ) 令和3年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- (ロ) 令和3年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 第77回定時総会及び第78回定時総会の承認の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)(総会開催方法関係)審議の件

第4号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)(会費関係)審議の件

第5号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)審議の件

第6号議案 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)審議の件

第7号議案 令和4年度事業計画(案)審議の件

第8号議案

(イ) 令和4年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ) 令和4年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

以上の第1号議案から第8号議案全てにおいて、二日間の協議の後、可決成立をした。また令和4年度事業計画は次のとおり。

令和4年度 事業方針大綱

はじめに

土地家屋調査士業務を取りまく環境には、大きな変化が見られます。改正土地家屋調査士法の施行から三年目を迎える令和4年においては、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで二年、氏名又は名称及び住所の変更登記の申請の義務化施行予定まで四年と迫ってきます。さらに、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律においては、施行日まで一年を切ってきます。これら、国民生活に密接に関係する制度の変革を私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記そして、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に正しく伝える責務を担うこととなります。

また、この二年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会的環境の変化や終わること



岡田会長

のない技術革新の渦中においても、隣接法律専門職たる資格者としての地位を揺るぎないものとするために、日本土地家屋調査士会連合会は、令和4年度事業方針大綱を次のとおり定めます。

基本方針「新たな制度環境の共有」

土地家屋調査士一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産を明確にし、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、さらには行動の共有へと進行し、未来を共有できるものと考えています。

また、「共有」には、国民との共有及び、政治との共有、行政(関係省庁)との共有、関連団体との共有、学術分野との共有、並びに各土地家屋調査士会との共有、会員との共有、連合会役員相互の共有等、私たちの制度に関わる全ての方々、組織との「共有」を

意味します。

そして、予算規模と人的負担等を考慮しつつも、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、新しい業務形態の構築も視野に、職業としての魅力を強く広く社会へ発信します。

1. 各種法(制度)改正への対応

今般の民法(特に相隣関係)・不動産登記法の改正において土地家屋調査士は、土地の境界に関する実務の担い手として、より一層深く関わり、空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地関連法、国土調査法等の法律も活用しながら、所有者不明土地問題等の解決と予防に資する責務があるとともに、これらの社会的変革の起点である、所有者不明土地問題への提言を継続的に行ってきた、私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への次なる提言等を行う必要があります。

例えば、不動産登記法の一部改正に伴う、相続登記の義務化は、何も司法書士だけの問題ではありません。隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、それを国民に正しく伝えていく責務は、私たち土地家屋調査士にも課せられています。また、土地所有権の国庫への帰属に関する法律に関しても、その具体的実務構想の過程において、積極的に関わっていくべきです。

さらに、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」に対しても連合会として、全国の会員の日常業務に直結する感覚を基調とした提言を行い、全国における不動産の表示に関する登記実務と依頼者を結ぶ場面を創出していきます。

2. 「所有者不明土地問題」への対応

社会問題化している、所有者不明土地問題・空き家問題について、今こそ、全国の土地家屋調査士の叡智を結集して、日本の社会問題に正面から立ち向かう必要があります。空き家・空き地等の不動産の管理に関連した業務について受託を推進するとともに、成年後見人、財産管理人等との連携を図るだけでなく、新たな財産管理制度を担う人材育成も急務だと認識しています。

また、令和元年11月22日に施行された表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

に伴う、所有者等探索委員制度に対する各土地家屋調査士会の取組の状況を確認し、実態と課題の提言を法務省に対して継続します。

さらに、裁判所に対しても、私たち土地家屋調査士の現地調査能力を提唱する絶好の機会と捉えるとともに、今期においては問題の解消に向けても大きな役割を担うべく、道筋を示します。

3. 研修・研究制度の拡充

専門資格者にとって自己研鑽は質の高い業務を維持し続けるために必須であり、年次研修をはじめとする研修の実施と充実は、生き残りのための生命線ともいえます。今年度についても、社会から必要とされる専門職であり続けるために、土地家屋調査士特別研修の受講推進はもとより、研修制度を更に充実させる必要な方策を実施してまいります。

また、新人に対する研修は、制度の未来投資であり重要性が非常に高いとの認識から、連合会の責任において新人研修会を実施するとともに、過去の開催状況等の検証を行い改善にも取り組みます。

そして、研究分野に関しては、昨今の様々な法改正や業際問題、また社会的環境の変化に柔軟かつ継続的に対応することを念頭に置いたとき、将来の様々な法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないように、十分な準備・研究を常時行う必要があると認識しています。これを実現するために、中長期的な視点で研究を行い、シンクタンクとしての機能を担う環境構築の一つとして「土地家屋調査士総合研究所(仮称)」の設立を目指し、行動を起こします。

4. 地図づくりへの参画と発信・提言

私たち土地家屋調査士がその作成に関与する「登記所備付地図」は、不動産について起こる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラです。地図づくりへの積極的参画は、土地家屋調査士にとって日常業務に最も近接した社会貢献であり、必然だといえます。連合会は、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの多角的な観点から地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、更に強く、広く周知するとともに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、予算措置拡充の必要性についても国に対して訴え続けます。

また、登記所備付地図と地籍情報の互換性を考え

たとき、政府が推奨する地理空間情報の高度化や位置情報を整合させるための共通ルール(国家座標)の推進、データのオープン化の推進等、土地家屋調査士として日常行っている業務を通じて、地理空間情報の更なる活用につなげるための発信を続けます。

5. 多様化する社会的要請への貢献

近時、専門資格者の社会的評価について、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。つまり、土地家屋調査士としての能力を生かした、社会貢献事業は、組織にとって、重要な事業だと考えています。

これまでも、自然災害への対応や地図づくりへの参画、寄附講座・出前授業の実施、諸外国への法整備支援等、土地家屋調査士業務を通じた社会貢献を実施してきましたが、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)をも念頭に入れつつ、狭あい道

路の解消のための提案をはじめ、私たちの能力を生かした社会貢献の在り方と方策を考え実施します。

6. 様々な実情に目を向けた会務運営

組織としての危機管理に関して、多くの場面を想定しつつ備えを拡充するとともに、会務について、丁寧かつ謙虚な対応を意識し、可能性を見いだし、全国の多様な実情を踏まえた運営に尽力します。また、積極的な情報発信を意識することにより、課題の解消を図ることにつながると考えています。

近年、団体としての様々な情報管理に関して、部署間における共有性、統一性に問題が発生し、脆弱性が露見されています。各土地家屋調査士会も含めた組織全体でのシステム設計図の作成を図り、改善のための歩を進めます。そして、土地家屋調査士界全体で協調し、信頼と参加が生まれる体質を醸成します。

令和4年度各部等事業計画

制度対策本部

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。



柳澤副会長

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処
- 4 デジタル社会への対応
- 5 学識者との共同研究
- 6 土地家屋調査士総合研究所(仮称)に関する検討

総務部

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
- (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
- (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- (4) 大規模災害対策に関する検討

- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項



北村総務部長

財務部

1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 予算執行の適正管理
- (2) 中長期的な財政計画の検討
- (3) 特別会計の在り方の検討

2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
- (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
- (3) 国民年金基金への加入の促進

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保



大久保財務部長

業務部

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

- (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
- (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
- (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
- (3) 会員技術向上の検討及び指導
- (4) 関係機関との連携及び協議

4 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施

5 所有者不明土地問題等対応

6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

7 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応



今瀬業務部長

8 オンライン登記申請への対応

9 業務マニュアル等の検討及び説明周知

10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に関する対応

研修部

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用・検討
- (2) 新人研修の実施・検討
- (3) 年次研修の実施・検討
- (4) eラーニングの拡充・整備と運用

(5) 研修体系及び研修の充実の検討

(6) 研修情報の公開の活用・推進

(7) 研修用教材の作成・運用

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発



山崎研修部長

広報部

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 内部に向けた情報の集約と共有

(2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(3) 連合会各部との連携のための情報共有

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集



山本広報部長

社会事業部

1 地図の作成及び整備等に関する事項

- (1) 登記所備付地図の作成及び整備
- (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

- (1) ADRに関する情報の収集及び提供
- (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携
- (4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

- (1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供
- (2) 防災関係の情報収集及び提供
- (3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
- (4) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画についての検討



浅野社会事業部長

2 地籍に関する学術的・学際的研究

- (1) 地籍問題研究会との連携
- (2) 日本登記法学会との連携
- (3) 関連学術団体との研究交流

3 各部との連携

4 会長から付託された事項の研究

土地家屋調査士特別研修運営委員会

1 第17回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

2 第18回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

3 第19回土地家屋調査士特別研修以降の計画

閉会の言葉

鈴木泰介副会長から閉会の言葉が述べられ、本総会は閉会となった。



鈴木泰介副会長

終わりに

定時総会に初めて出席した筆者にとって、既知の所属会総会と比較するに、全てにおいてのスケールが違ったこと、会場の雰囲気が荘厳で重厚だったこと、大量の議事内容を理路整然でかつシステムティックに執行部と議長団が運営していたこと、監査報告がとても詳細で意見等も付されているといった驚きや発見があったことを報告します。

広報員 大星雅司(石川会)

研究所

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

- (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
- (2) 最新技術に関する研究
- (3) 土地家屋調査士業務に関する研究
- (4) 地籍調査に関する研究



城戸崎研究所長

令和 3 年の民法・不動産登記法改正が 土地家屋調査士業務に与える影響④

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

今号では、民法のうち、共有及び遺産分割に関する改正点について紹介します。共有及び遺産分割については様々な改正が行われていますが、今回は誌面の都合上、主な改正点のみを紹介させていただきます。

1 共有について

(1) 軽微な変更

第251条 第1項 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。

現行の民法においては、共有物に変更を加える行為は、その程度にかかわらず、共有者全員の同意が必要とされていましたが、改正後は、その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの(軽微な変更)については、各共有者の持分の価格の過半数で決することができるようになりました。形状又は効用の著しい変更を伴わないものとは、具体的には、砂利道をアスファルトに舗装することや、建物の大規模修繕工事などが挙げられます。

(2) 所有者不明共有者がいる場合の共有物の変更

第251条 第2項 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないこととされていますが、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、その者の同意を得ることができず、共有物に変更を加えることができなくなってしまいます。そこで、他の共有者の請求に基づき、裁判所の決定により、所有者

不明共有者以外の共有者全員の同意を得て共有物に変更を加えることができることとなりました。

(3) 所有者不明共有者、賛否不明共有者がいる場合の共有物の管理

- 第252条** 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。
- 2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。
- 一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。
- 3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

①所有者不明共有者がいる場合の共有物の管理

共有物の管理は、各共有者の持分の価格の過半数で決することとされていますが、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、その者の同意を得ることができず、共有物の管理が困難になります。そこで、他の共有者の請求に基づき、裁判所の決定により、所有者不明共有者を除いた他の共有者の持分の価格の過半数で管理を行うことができることとなりました。

②賛否不明共有者がいる場合の共有物の管理

共有物の管理は、各共有者の持分の価格の過半数で決することとされていますが、賛否を明かにしない共有者がいる場合は、共有物の管理が困難になります。そこで、他の共有者の請求に基づき、裁判所の決定により、賛否不明共有者を除いた他の共有者の持分の価格の過半数で管理を行うことができることとなりました。なお、賛否不明共有者がいる場合の共有物の変更については、この仕組みの適用はありません。

(4) 共有物の管理者

第252条の2 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。

4 前項の規定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

共有物を管理するために共有物の管理者を選任し、管理者が管理をすることは共有物の円滑な管理の観点から合理的といえることができます。従来から共有物の管理者を定めることは認められるものと考えられていましたが、現行の民法においては明文の規定がありませんでした。今回の改正により、共有物の管理者に関する規定が明文化されました。管理者は、共有者又は第三者を持分の過半数により選任し、管理者は、管理行為や軽微な変更はできますが、共有物の変更はすることはできません。

(5) 所有者不明共有者の不動産の持分の取得

第262条の2 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不明共有者」という。)の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者が二人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得させる。

2 前項の請求があった持分に係る不動産について第二百五十八条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が前項の請求を受けた裁判所に同項の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。

3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。

4 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる。

5 前各項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。

所有者不明共有者がいることによって、その不動産の利用や管理を行うことが困難となります。そこで、他の共有者の請求に基づき、裁判所の決定により、裁判所に相当額の金銭を供託することによって、所有者不明共有者の持分を他の共有者が取得することができることになりました。

(6) 所有者不明共有者の不動産の持分の譲渡

第262条の3 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不明共有者」という。)以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。

2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。

3 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。

4 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。

共有の不動産を売却する場合、所有者不明共有者がいる場合、第262条の2の「所有者不明共有者の不動産の持分の譲渡」によって、所有者不明共有者の持分を他の共有者に帰属させることも考えられますが、他の共有者の持分も合わせて直接、第三者に譲渡することもできることになりました。具体的には、他の共有者の請求に基づき、裁判所の決定により、所有者不明共有者の持分を第三者に譲渡する権限を他の共有者に付与できることになりました。

2 遺産分割について

第904条の3 前三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

二 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から六箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

長い期間、遺産分割が行われないことにより、更なる相続が発生し、相続人がねずみ算式に増加することにより、一部の相続人の所在等が不明になることにより、所有者不明土地が発生し、土地の利活用に支障を来すことが懸念されています。そこで、遺産分割を行う期間を制限することにより、遺産分割を促進する方策が定められました。

遺産分割は、民法第900条、901条に規定する法定相続分又は同法902条による遺言による指定相続分を基本としますが、同法903条に規定する生前贈与などによる特別受益や、同法904条に規定する被相続人の財産の形成に寄与した場合などによる寄与分を加味し、具体的相続分の割合によって分割を実施することになります。

本改正により、遺産分割に期間制限は設けられておりませんが、原則として、相続開始から10年経過した場合は、特別受益や寄与分の規定が適用されないこととされました。

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 102

徳島会

『徳島会の広報活動』

徳島県土地家屋調査士会 広報部長 前田 和俊

会報

我が広報部にも昨年から若手の広報部員が仲間に加わり、活気づいてきました。

そんなきっかけもあり、若い土地家屋調査士が活躍して活気あふれる会にしていきたいという強い想いも芽生え、会報の表紙も今までの感じと大きく違えて漫画雑誌的な表紙にしてみたり、4コマ漫画の連載を始めてみたりと手にとって読んでもらえる会報を目指して頑張ってます。

LED大型ビジョン

徳島県庁前で西日本最大級のLED大型ビジョンを使った土地家屋調査士の日の全国一斉不動産表示登記無料相談会の案内を行います。

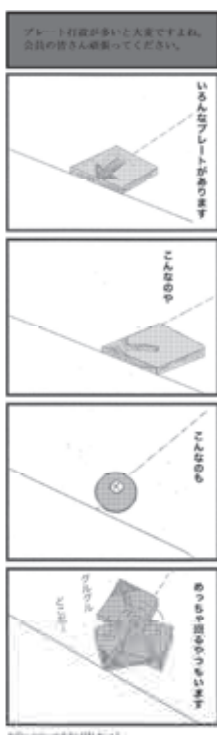
徳島中心部に立地する県庁前交差点の自動車交通量は1日約10万台以上あり、宣伝効果は抜群です。

日本全国の都道府県の中でただ一県、電車が走っていない県は、我が県、徳島です。徳島ではJRも私鉄も電化されておらず、ディーゼル車が運行されています(省エネ?も度が過ぎる(笑))。この悪い交通事情のおかげ?で携帯電話のごとく車を所有する徳島県人です。このLEDは毎日目に留まるはず!!(?)

学生向けお仕事本の小学校への配布

徳島県の教育委員会と地元タウン誌「あわわ」さんが協力して色んな職業を紹介する冊子を発行しており、そこへ土地家屋調査士を掲載してもらいました。

徳島県下全ての小学校へ約6,000部が教育委員会から配布され、全ての小学4年生に1冊持帰りしてもらっています。小学生の子供が持って帰ってきた本は、親子で手に取ってもらえる宣伝効果を狙っています。





旭川会

『紋別支部

オホーツク海』

旭川土地家屋調査士会 佐藤 吉春

北海道旭川土地家屋調査士会は五つの支部に分かれています。私の所属する紋別支部は、北海道はオホーツク海の沿線に位置し、紋別から稚内方面に雄武町まで管内(5市町村) 1市3町1村にまたがり、その総人口は32,011人、面積は2,905km²の広さがあります。ちなみに東京23区と比べると面積は(東京23区) 617km²の4.7倍です。人口は9,272,740人の、その0.35%しかない人口となっています。面積は広いが人口が少なく、年々その人口の減少に歯止めが掛からないのが現状です。

私が平成12年に土地家屋調査士登録したときは、紋別支部所属の土地家屋調査士は6名だったのが今は4名になり、その後の新人登録者は0名で、私が今年、令和4年5月に誕生日を迎え、70才で1番若い土地家屋調査士となっています。

オホーツク海238号線は網走から稚内まで、総延長319.6kmの沿線で、測量法が改正され(平成14年度施行)その後衛星観測解析が機器の進歩とともに急激に普及し、北海道開発局網走開発建設部がオホーツク海238号国道沿いに1級～3級基準点を設置しました。また、国土院が三角点をGPS観測にて再測し成果が書き換えられました。それによって紋別市内の地籍成果に最大で30cmほどの誤差が生じていることが判明したのです。その理由は港の築堤に設置した4等三角点(岸壁)が何らかの理由でずれていたことを知らずに、長年、公共基準点設置測量に使用していたことが分かりました。紋別市は昭和33年頃から国土調査が始まりその成果に

よって法第14条地図(旧17条)として運用していましたが、今は地図に準ずる図面(公図)に格下げされています。

北海道は本州と比べ、冬の期間が長く12月から4月までは現場測量はできません。道路わきの基準点は除雪の雪が山のように折り重なり、見付けることができず、見付けたとしても、スコップで雪を掻き分けることが困難です。実際現場業務をこなす期間は、5月連休明けから12月頃までの7か月半ほどですが、冬季期間はそれなりに事務整理等の仕事が絶え間なく続きます。

私の所属する旭川土地家屋調査士会紋別支部の市町村の概要は、滝上町は林業と農業(畑作と酪農)、西興部村はギター工場と酪農、興部町・雄武町は農業(酪農100%)と漁業、水産加工業、紋別市は農業(畑作と酪農)と漁業、水産加工業、林業等です。漁港を持っている紋別市、興部町、雄武町は近年港に水揚げされる魚種と漁獲量に変化が現れ、毛ガニ・ズワイガニ・タラバガニ・鮭(地元の呼び名は秋味)は最盛期の3分の1ほどの漁獲量しかありません。

ズワイガニは、現在の漁獲量の10分の9がロシアからの輸入で、タラバガニは全滅といっていいほど水揚げされることはなくなったようです。鮭は海水の変化(温暖化)により、鮭定置網には“ぶり”が漁獲の半分ほど陸揚げされることがあります。しかし地元民はぶりを食べる慣習がないので「食べ方・料理の仕方・味付け等」が分からないので人気はなく、もちろん金銭的な取引(商売)にはならないようで



冬季間の測量状況



鮭定置網漁

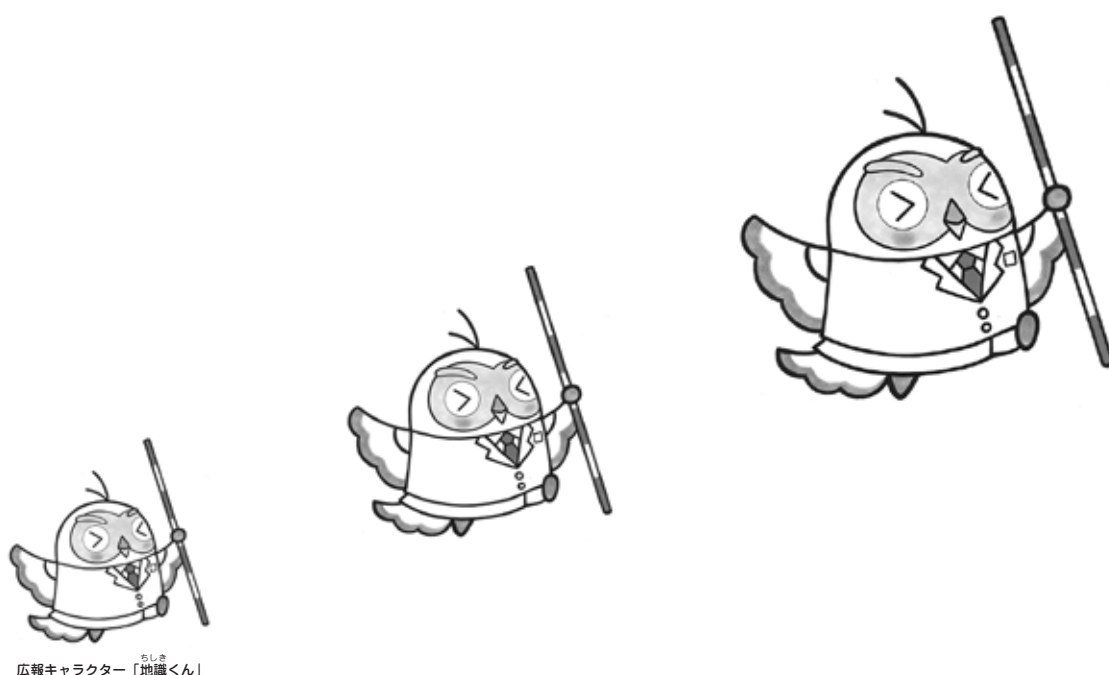


流氷に覆われた興部町沙留漁港

す。スルメイカは6年ほど前から全滅といっていいほど水揚げされません。私の小学校時代の秋口には、サンマやスルメイカ等は連日大漁で、サンマは漁船にトラックが横付けで荷揚げし、イカなどは各漁師の家々でスルメに捌き、家の前に荒縄で作った干紐に、1枚1枚イカを天日干ししている風景が当たり

前のようにあり、冬の期間に家族で干しあがったスルメイカを「のし」たり、選別したりして業者に売り、冬期間(唯一の収入)の生活の足しにしていたものです。今は全国的にサンマやイカは不漁が続いていますが、今年春先(4月～5月初め)には珍しくニシンが大漁となって、カズノコが入った大きなニシンを知人の漁師から沢山届き、焼いたニシンに山わさびをおろして一緒に食べると「ほっぺた」が落ちるような美味しさです。

今はコロナ禍の自粛中の日本列島ですが、ようやく朝日が見え始め、これから今までのアナグラ生活からようやく這い出そうとしています。全国の会員の皆様、北海道はまだまだ四季折々の美味しい食材が豊富にあります。コロナ明けの北海道、「旅は道連れ世は情け」で、どうぞよろしく！



広報キャラクター「地蔵くん」



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
地図印刷！**

**地図上で事件簿
管理ができます！**

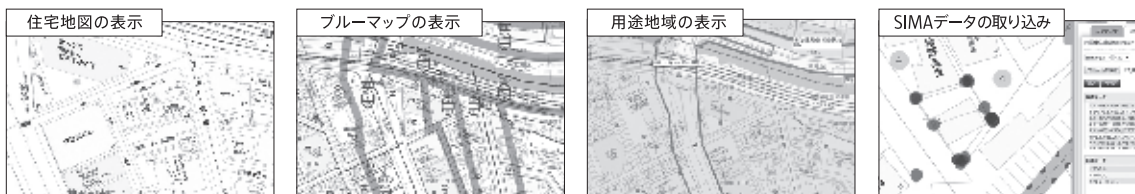
**SIMA図示や
多彩な地図検索！**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

よくあるご質問

Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などがありますか？

A ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

Q 「調査士カルテ Map」を利用するためにソフトウェアのインストールは必要ですか？

A サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？

A 登録できる情報は、大きく以下の4つに分類されます。

1. 調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2. 事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3. 調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4. その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報

(システム上ではチェックボックスで情報有無のみ登録)
※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

Q セキュリティ面は問題ありませんか？

A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

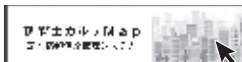
全国閲覧可 月額 **3,300円** (税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております

無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

「土地家屋調査士白書2022」 発刊のお知らせ

令和2年7月に発刊された『土地家屋調査士白書2020』から統計等のデータを更新するとともに、土地家屋調査士に関する様々なデータを一元的に集約した通算5巻目となる『土地家屋調査士白書2022』（A4判、両面・カラー印刷）を発刊しました。本書は土地家屋調査士制度の一層の理解を得るために、土地家屋調査士をはじめ皆様ご活用ください。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



「土地家屋調査士白書2022」の発刊にあたって

平成26年に創刊しました「土地家屋調査士白書」も隔年発行により、今回で5冊目を数えるに至りました。この間、私たち専門資格者を取り巻く環境は、立ち止まることなく揺れ動いてまいりましたが、特に令和2年以降は、地球規模において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受け続けています。このコロナ禍の中、社会は大きく変容し、人々の価値観までもが、それ以前とは違っています。

このような社会情勢ですが、土地家屋調査士は、令和2年に施行された「改正土地家屋調査士法」における第1条・使命規定を受け、法案成立時の附帯決議にもあるように、「筆界を明らかにする業務の専門家として資質向上」を目指し、「専門家倫理を涵養させ」、「業務レベル向上のための研修を充実させる」等々、国民の皆様から信頼され、必要とされ続ける専門資格者として、常に進化し続けることが求められています。また、近時の民法改正等へも関与し続けること、特に土地基本法の改正、所有者不明土地等に関する一群の法律、民法等の見直し（相隣関係他）、不動産登記法の見直し（相続登記の義務化と登記手続の簡略化等）、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律、新たな財産管理制度といった様々な社会的変化を隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、これらを正しく国民の皆様へ伝えていくことは、私たちの責務だと理解しています。また、土地家屋調査士ができ得る社会貢献を提案し、自然災害対応や地図づくりへの参画、寄附講座・出前授業の実施等、私たちの専門性を通じて社会貢献を実施してきたところですが、未来にわたり、私たちの能力を生かした社会貢献の在り方と方策を模索し続けることは、専門資格者としての存在意義を問われる生命線であり、これらの道程と実態を本白書において時系列も含めて編纂したところです。

なお、今回の白書編集における特集企画として、土地家屋調査士の未来を日本の人口予測、新設住宅戸数予測、そして土地家屋調査士試験受験者数と会員数の予測をデータを基に分析し、その内容も踏まえて、服部利幸立命館大学政策科学部教授、池谷一郎京都土地家屋調査士会会長、山本憲一日調連広報部長、当職による「少子高齢化と土地家屋調査士の未来」と題した座談会の内容を掲載しています。皆様と土地家屋調査士を結ぶ架け橋として、また隣接法律専門職として土地家屋調査士の未来地図を思い描く一歩となれば幸いです。

最後に、本白書の編集に当たり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体及び各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

令和4年6月

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料

土地家屋調査士白書 2022

日本土地家屋調査士会連合会 編

2022年7月刊 A4判 164頁 定価2,090円(本体1,900円) → 特価1,880円(税込)

- 土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- 制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。

特集 「少子高齢化と土地家屋調査士の未来」

服部 利幸 (立命館大学政策科学部教授)
池谷 一郎 (京都土地家屋調査士会会長)
岡田潤一郎 (日本土地家屋調査士会連合会会長)
山本 憲一 (日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

第1章 安心して暮らせる社会の実現を目指す

- 1 所有者不明土地問題に始まる土地関係法令の大変革と土地家屋調査士
- 2 災害と向き合う土地家屋調査士
- 3 土地家屋調査士の啓発活動

第2章 境界紛争のない社会を目指す

- 1 土地家屋調査士の使命
- 2 土地家屋調査士70年宣言
- 3 土地境界紛争が起きない社会 ～「境界紛争ゼロ宣言!!」～
- 4 国際地籍シンポジウムの開催
- 5 地籍問題研究会
- 6 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
- 7 土地家屋調査士会が運営するADR境界問題相談センター
- 8 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり
- 9 土地家屋調査士の司法参加

第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 公共囁託登記
- 6 登記所備付地図作成作業

第4章 研究、研鑽し、発信する

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
- 2 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士

- 3 土地家屋調査士新人研修
- 4 土地家屋調査士会による研修会
- 5 eラーニングによる土地家屋調査士の研修の充実化
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度

第5章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口
- 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数、合格率等
- 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について
- 7 土地家屋調査士賠償責任保険
- 8 大規模災害対策基金
- 9 土地家屋調査士政治連盟

第6章 土地家屋調査士自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

参考資料 国土交通省発表「土地白書」から

FAX注文書 FAX 03-3953-2061

販促コード 204808

書名	特価(税込)	部数
土地家屋調査士白書2022	1,880円	冊

フリガナ お名前			
ご住所	〒		
TEL:	FAX:		

※ご記入いただいた個人情報、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)
www.kajo.co.jp ツイッターID:@nihonkajo

こちらからご注文
いただけます!



第37回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催しました。

今回も、第36回と同様「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門で募集を行ったところ、たくさんのご応募をいただきました。

趣深い観点から審査いただいた 公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生に、各入賞作品に選評をいただきましたので、ご紹介いたします（は一もに一賞を除く。）。



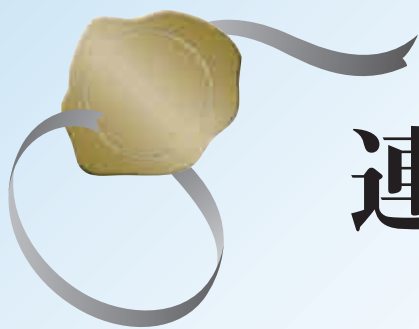
また、入賞、入選及び佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非とも次回コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

今回の写真コンクールにご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

総 評

第37回写真コンクールの審査を岡田会長及び鈴木共済会長とともに無事終了いたしました。2年間世間を悩まし続けた新型コロナウイルス感染症もやっと下火になり始めた中であるものの、昨年末の感染拡大を恐れて写真どころではないのではと心配しましたが、スマートフォンでの画像作成の日常化もあって、昨年を大きく上回る数の作品が応募されました。内容は、時節柄、家庭内やそれに近いファミリーな画像が多く見られましたが、スマートフォン機種のレベルアップや撮影技術が大幅に向上してきたことを強く感じることができました。これから先、夏から行楽の秋を迎え旅行など広く外出する機会も多くなると思いますので、次回はファミリーな写真を含め、自然や風景など多岐にわたってより多く応募されることを楽しみにしております。

審査員 木村 恵一氏（公益社団法人日本写真家協会名誉会員）



連合会長賞



「花びら」

加藤 隆太郎(宮崎会)

生まれてわずか3週間目のお花見のようですが、満開の桜の香りに小さな手を出して喜ぶ姿がとても感動的で可愛らしく、花越しに優れたカメラアングルで撮影しました。額の上にチョココンと乗った花びらのシャッターチャンスも見逃しませんでした。

調査士ノ目線部門

金賞



「孤高の一等三角点」

藤本 紘一(山梨会)

シーズン中は登山客で賑わう立山連峰も初冬の雪を被った登山となると厳しさは激しくなります。立山連峰・雄山の頂きに到着し、先人の設置した一等三角点の標識に敬意を表しつつ愛用のピッケルを立てかけ撮影した思いが画面を通して伝わってきます。

自由部門

金賞



「ご馳走ありがとう」

神長 正昭(茨城会)

ふくろうに見えましたがツミという鳥のようです。巣づくりをしている雌のために餌を捕ってきたのでしょう。大きく羽を拡げて着樹する瞬間を、望遠レンズを使ってまるでプロの写真のようにダイナミックに捉えました。作者は昨年自由部門で金賞を受賞しました。

調査士ノ目線部門

銀賞



「じいじのお手伝い」

杉田 峰子(滋賀会)

美しく咲く満開の桜の下で測量ポールをしっかりと握ってお手伝いをしているつもりの姿が可愛らしいですね。次世代の土地家屋調査士を夢めているのでしょうか。にこやかにお付き合いをしているじいじとの微笑ましい姿をナイスショットしました。

自由部門

銀賞



「滝を突き進む」

楠原 良則(岡山会)

まるで激しい川の流れの中を走る電車のように思える涼気満点の光景です。鳥取名物の若狭鉄道・八東川橋梁の光景ですが、川の滝と電車との取り合わせをよいシャッターチャンスで捉えました。機会があったら一度是非乗ってみたい電車です。

自由部門

銀賞



「幻想的な朝焼け」

谷口 正美(鹿児島会)

素晴らしい朝焼けの光景を捉えました。正面に鹿児島・桜島より朝の太陽が顔を出す直前、大空全面を真っ赤に染めたダイナミックで幻想的な光景を見事なカメラアイで撮影をしました。まさに“早起きは三文の徳”の大自然との立会い風景です。



自由部門

銅賞

「お手本見せてあげるね！」

渡辺 聡子(福島会)

かつての特撮テレビ・ウルトラマンが今またリバイバル人気になっているようです。ウルトラマンと一緒に記念撮影会でご満悦の子の表情がいいですね。まるでウルトラマンにポーズを教えているような恰好がきまっています。



自由部門

銅賞

「天真爛漫」

中田 孝代(香川会)

久しぶりに遊びにきたお孫さんと公園に行ったのでしょう。にこにこ顔でいつもなついてくれる姿がたまらなく嬉しくて、と思っている気持ちをそのまま見事に捉えました。見ているこちらも晴れ晴れするようなにこにこ笑顔のよい写真です。



自由部門

銅賞

「ほっておいて」

田中 聡明(千葉会)

春うらら、庭の片隅でふてくされたように横たわる愛犬に声を掛けてもびくりとも動かずふてくされているような姿が面白いですね。まるでほっといてくれ!と云わんばかりの表情です。それならばと可愛さ余ったのワンショットがきまりました。



調査士ノ目線部門



は一もに一賞

「想定外の雪」

和泉 壽夫(東京会)



自由部門



は一もに一賞

「群泳」

薩摩 陽平(大分会)

入選

川北 貴利	愛知会	「アラジンの魔法のランプ!？」
濱田 眞行	三重会	「好かれてもなあ？」
重田 朗子	山口会	「届くかな？」
佐藤聡之助	福島会	「リングボーイ大成功!!」
菅原 寛正	山形会	「お気に入りの風景・鳥海山」
金 哲朗	岩手会	「睡魔とのたたかい」
秋山浄太郎	香川会	「いもうと」
小川 紫	高知会	「春を駆ける」

佳作

大竹 正晃	神奈川会	「もう少し前」
辻田 明代	神奈川会	「かくれんぼ」
辻 苺華	神奈川会	「赤富士」
小杉 優介	神奈川会	「新型車両」
酒井 暢生	埼玉会	「亀のおんぶ」
古賀 毅	埼玉会	「杭の上のカエル」
大関 珠恵	福島会	「食べられちゃうよ!助けて!!」
菅原 淳	山形会	「つい目が行く」

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量機器総合保険
(動産総合保険) お役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B21-902312 使用期限：2023年4月1日

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



6月16日
～7月15日

JR水道橋駅東口の近くで「水道橋」の地名由来を記したプレートを目にした。それによると「水道橋の名は、江戸名所図会によれば、この橋の少し下流にかけ樋があったことに由来します。」とのこと。もう少し調べてみると、「江戸名所図会(えどめいしょずえ)」とは、天保年間に刊行された江戸の地誌であり、「かけ樋」とは、といをかけて水を引くしかけのようだ。ここ水道橋に拠点を構える身としては、国立国会図書館を訪ねて、更に詳しく調べる必然性を感じている。

6月

19日、20日 第2回常任理事会

21日からの連合会定時総会に対処するため、常任理事会を招集し、準備と確認を行う。日曜日の常任理事会開催となり、構成役員と事務局職員には感謝申し上げます。

20日 第12回衆議院議員山下たかし「日本の朝(あした)を語る会」

元法務大臣の山下たかし先生のセミナーに出席し、日頃のご厚情にお礼を申し上げます。山下先生には法務大臣時代を含め、所有者不明土地問題や表示に関する登記実務について、ご理解を賜るとともに、土地家屋調査士制度を応援いただいている。

20日、21日 第79回定時総会議事運営等の打合せ
翌日に迫った、連合会定時総会における運営について打合せを行う。集合して総会を開催するのは3年ぶりということもあり、司会担当予定役員とも、緊張感を持って入念に協議を行った。

21日、22日 第79回定時総会

過去二年間、コロナ禍の影響もあり非対面方式で開催されてきた連合会総会だが、今回は3年ぶりに集合しての開催とした。上程した議案は全て承認いた

だき、懸案でもあった非常時における総会開催対応に関しても準備できたところである。なお、コロナ禍以前には恒例であった、懇親会の開催は感染状況等を鑑みて見送りとした。

24日 日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会第65回定例総会

連合会総会を終えて、中国ブロック協議会総会開催地・米子市に向かう。水木しげるロードのある境港にも近い皆生温泉が会場だった。中国ブロック協議会の皆さんとは、勝手に親戚付き合いをさせてもらっている感覚もあり、リラックスしてご挨拶と連合会報告をさせていただいた。

25日 池畑信也氏黄綬褒章受章記念祝賀会

米子駅から始発の列車で三重県四日市にて開催される池畑先生の祝賀会へと向かう。三重会の前会長である池畑先生には会長時代、厳しくも温かい励ましをいただいた記憶が鮮明に残っており、感謝の気持ちを込めて祝意を申し上げた。

26日～28日 令和4年度土地家屋調査士新人研修における会長挨拶、修了証書の授与及び視察

久しぶりに集合形式での新人研修会を開催できる喜びを全身に感じつつ会場の「つくば国際会議場」を目指す。今回の受講者は、158名だが、どの受講者の眼も輝きを放っている。彼等・彼女等が夢を掴むためのサポートの維持を心に刻む。

30日 全国測量設計業協会連合会定時総会

全測連の定時総会に出席するため、ホテル椿山荘東京に向かう。今回の総会で退任される方波見会長と岩松新会長にご挨拶させていただいた。

7月

1日 日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会令和4年度定時総会

中部ブロック協議会総会も久しぶりの集合形式にて、金沢市において開催された。中部六県の土地家屋調査士会役員の皆さんに、日頃のお礼と感謝をお伝えしつつ再会を喜び合える時間を共有させていただいた。

2日 仲裁ADR法学会 第22回役員会(電子会議)

金沢を後にして東京に戻り、拠点の部屋にて夕方か

らの仲裁ADR法学会の電子会議に臨む。新幹線の車内から参加しておられる方も存在し、時代の変革を肌で感じる。

3日、4日 日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会第68回定例総会

今回の関東ブロック協議会総会は、群馬県の伊香保で開催されるとの案内をいただき出席。関東ブロックは、言わずと知れた最大のブロック組織であり、私からは日頃の御礼と連合会の令和4年度の基本方針である「新たな制度環境の共有」に関してお願いを申し上げた。

8日、9日 日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会第67回定時総会

東北ブロック協議会定時総会に出席するため、飛行機を乗り継ぎ、開催地の青森に向かう。想像以上に肌寒い気候の中、会場に到着。ここでも懐かしい顔に再会できたことに感謝しつつ、祝辞を述べさせていただいた。

13日 第5回正副会長会議

連合会総会后、感染状況が再拡大してきたこともあり、リモートでの参加者も含めての正副会長会議を招集し、総会で頂いた意見、要望等への対処と令和

4年度事業に関して確認を行う。

13日、14日 第3回理事会

理事会を招集し、令和4年度の方角性を再確認するとともに、先の総会で承認いただいた、各部の事業展開の具現化に向かって執行部としての対応を整理した。

14日 寺田顧問との意見交換会

元最高裁判所長官で当連合会顧問に就任いただいている寺田逸郎先生との意見交換会を企画。寺田先生に土地家屋調査士業界の現状と連合会の取組等をお伝えするとともに、全ての土地家屋調査士にとって示唆に満ちた提言を頂いた。

15日 日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会第66回定例協議会

5月半ばから始まった、各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会の総会も、この日、奈良で開催される近畿ブロック協議会で終了となる。今年は3年ぶりに対面で開催された組織が存在する一方、感染症拡大の影響から来賓案内等を見送った組織の判断も尊重されなければならない。様々な実情を踏まえた多様性の大切さを実感した2か月間であった。

6月
16日

研究所第1回研究テーマ「地籍調査」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

19日、20日

第2回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 第79回定時総会の対応について
- 2 財務部関連の報告及び協議事項について
- 3 令和3年度に実施した「会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会」に係るアンケート結果の公開について
- 4 第17回土地家屋調査士特別研修における教材「過去問集」の配布について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会公式SNS(YouTube及びFacebook)運用基準及び日本土地家屋調査士会連合会公式ウェブサイト、公式SNS運用要領の一部改正(案)について
- 6 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 7 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外部委託について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則等の一部改正(案)について

21日、22日

第79回定時総会

第1号議案 (イ) 令和3年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 令和3年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 第77回定時総会及び第78回定時総会の承認の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)(総会開催方法関係)審議の件

第4号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)(会費関係)審議の件

第5号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)審議の件

第6号議案 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)審議の件

第7号議案 令和4年度事業計画(案)審議の件

第8号議案 (イ) 令和4年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ) 令和4年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

24日

研究所第3回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

27日

研究所第1回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

28日

研究所第3回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

29日、30日

第3回広報部会

＜協議事項＞

- 1 SNSの更なる活用について
- 2 動画コンテンツの制作について
- 3 広報イベントへの参画について
- 4 令和4年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 5 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施状況と次年度以降の相談会の開催について
- 6 土地家屋調査士白書の発刊について
- 7 「潤喫茶」のテーマについて
- 8 会報の編集及び発行に関する事項について
- 9 月刊『測量』の執筆者について

30日

第2回研修部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和4年度土地家屋調査士新人研修の総括について
- 2 年次研修の実施に係る費用の支払について
- 3 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について

- 4 外部委託によるeラーニングコンテンツの制作について
- 5 各種委員会委員等の選任について

30日、7月1日

第2回研究所会議

<協議事項>

- 1 研究中間報告及び今後の研究の進め方について
- 2 著作権に関する規範について
- 3 制度対策本部がシンクタンク機能を有する組織の設置について議論するに当たって現研究所事業として引き継ぐべきもの、継続していくべきもの等について
- 4 地籍問題研究会について

7月

5日

第3回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 7 多数共有地における未登記事例等について
- 8 年計報告書の取扱いについて
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 10 表題部所有者不明土地問題における所有者等探索員に係る説明会の実施について

12日、13日

第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 財産管理人養成講座の実施について

- 2 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
- 3 不動産登記法第14条地図作成作業におけるアンケートについて

13日

第5回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和4年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

13日、14日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 第17回土地家屋調査士特別研修における教材「過去問集」の配布について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会公式SNS(YouTube及びFacebook)運用基準及び日本土地家屋調査士会連合会公式ウェブサイト、公式SNS運用要領の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則等の一部改正(案)について
- 2 令和4年度予算の執行について
- 3 令和4年度における財政シミュレーション資料について
- 4 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 5 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外部委託について
- 6 令和4年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

第3回理事会における業務執行状況の監査

老後の目標はエージシュート

愛媛会 山本 明宏

こんにちは、愛媛会の山本と申します。

老後の生活や趣味を充実させるため、税制上メリットのある国民年金基金に加入しませんか。少しでも早く加入の方がお得ですよ。

私は平成元年に開業し、今年57歳になりました。国民年金基金には制度が始まってから夫婦で加入しました。

この制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金で、国民年金(老齢基礎年金)とセットで、自由業者など国民年金の第1号被保険者の老後の備えとしての役割を担うものです。

加入のきっかけは、①少ない掛金・自由なプランで始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を増減することができる、②掛金は全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される、などの筈ですが、当時の記憶が…。と言いますのも加入時の年齢は20代でありまして、年金についてあまり興味がなく、また、自由業のため定年もないので自分ごととして捉えることが出来なかったからだと思います。たぶん、親父(当時土地家屋調査士)や土地家屋調査士会の役員に薦められたから加入したのだと思います。

しかし、今なら開業して間もない会員や20代、30代の未加入会員には自信を持って国民年金基金の加入を薦めることが出来ます。なぜなら、若い年齢で加入した方が、掛け金が少なくメリットが多くあるからです。また、資金に余裕が出来れば増口するのも一考です。

ところで話は変わりますが、エージシュートってご存知でしょうか。ゴルフをされる方は一度は耳にしたことがあると思います。

エージシュートとは、18ホールの1ラウンドのスコア(一般的なコースは72点)が、自分の年齢以下の総打数にてホールアウトすることです。ある程度年齢が上がらないと達成することが難しいのですが、ゴルファーにとっては1つの大きな目標でもあります。



最近、仕事の関係者や友人からゴルフに誘われる機会が多くなり、気が付けばゴルフの虜になっていました。そして、エージシュートを知り、密かにそれを目標に日々努力している今日この頃です。しかし、目標を達成するためには現在の私のスコアでは90歳前後までゴルフを続ける必要があります。あと約30年…。長い道のりです。その間、健康面は勿論のこと金銭面でも安定した生活基盤を築く必要があります。そのため、健康面は日々の努力で補うこととし、ゴルフは国民年金基金を充てる予定です。やってて良かった国民年金基金。

自由業ですので定年は自分自身で決めることが出来ますが、今のところ65歳で一線を退くつもりです。それまでに、仕事は勿論のこと若手土地家屋調査士の育成や新たな業務開拓など土地家屋調査士業界に恩返しが出来よう尽力して行きます。そうそう、ゴルフも可能な限り早くエージシュートの目標が達成出来るように練習しないといけませんね。

終わりに、繰り返しになりますが、土地家屋調査士の皆さま、特に若手土地家屋調査士の皆さまには老後の生活や趣味を充実させるため、税制上メリットのある「国民年金基金」に是非加入してください。

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

● 国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中！
8～10月ご加入の方に
クオカード3,000円進呈！

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月14日（必着）までに加入申出書提出が必要です！

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年6月1日付

東京	8247	上澤	弘
東京	8248	窪添	藍
東京	8249	矢口	竜太
東京	8250	三浦喜八郎	
東京	8251	落海	一哉
神奈川	3191	新井	瑞稀
千葉	2254	日向	一
千葉	2255	磯野	亮太
茨城	1499	西山	雄登
茨城	1500	酒本	真緒
群馬	1094	杵渕	匠
山梨	421	田村	孝仁
岐阜	1322	品川俊一郎	
石川	686	奥村	文男
広島	1929	山本	浩介
広島	1930	寺本	祐治
福岡	2395	小浦	一豪
福岡	2396	古川	敬大
鹿児島	1123	新留	直
香川	740	井上	博樹

令和4年6月10日付

茨城	1501	藤沼	宏明
山口	994	徳原	隆之
宮城	1071	柴田	法子

登録取消し者

令和4年3月28日付

兵庫	1830	金子	幸司
----	------	----	----

令和4年3月29日付

千葉	1662	大岩	英夫
----	------	----	----

令和4年4月20日付

新潟	1750	阿部	光
----	------	----	---

令和4年4月26日付

東京	6590	高橋	一人
----	------	----	----

令和4年5月6日付

三重	458	千種	堅
----	-----	----	---

令和4年5月22日付

愛知	1900	野村	年正
----	------	----	----

令和4年5月29日付

新潟	1575	安田	憲喜
----	------	----	----

令和4年6月1日付

東京	7383	中尾	恵子
東京	8128	沓掛	裕輔
神奈川	3044	鈴木	信市
神奈川	3150	岩井	佑介
大阪	655	藤原	梶峠
大阪	1450	宮本	雅文

兵庫	1856	林	雅和
愛知	2611	小林	哲三
岡山	865	田邊	榮一

令和4年6月10日付

神奈川	1310	小泉	征支
宮城	748	末永	康夫
札幌	1057	千葉	洋一

令和4年6月20日付

東京	5708	高橋	康興
東京	7230	廣富	忠義
埼玉	1109	持田	勝啓
茨城	1485	吉澤	功
滋賀	244	岸本美喜雄	

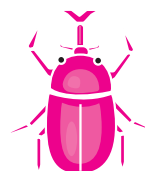
ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年6月1日付

神奈川	3008	内田	浩光
福岡	2278	稲貝	俊介
香川	734	多田	昂史
香川	735	高橋	佑輝

令和4年6月10日付

東京	8185	青沼	光泰
香川	733	澁川	学
高知	683	矢野	力



「新涼」

深谷 健吾

新涼や居間に白磁の伊万里焼
踊告ぐ回覧板が二度回り
思ひきり窓にぶつかり秋の蟬
流燈の流れにのれず戻りくる

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

洗濯の竿にいつぱい梅雨晴間
せせらぎの音も盛られて鮎料理
愛想ももてなしのうち溪蓀茶屋
明日の命吾も知らざる蟬時雨

茨城 中原ひそむ

大正に生れて令和へ昭和の日
墓洗ふ墓に己の影重ね
筆談の暮らしに生きて鱒雲
閑居して駄句三昧や鱗雲

山形 柏屋 敏秋

公園の園児そろひの夏帽子
議論して結論のなき夏の夜
飛翔して燈火へ集ふ羽蟻の夜
薫風やピカソに似たる孫の図画

兵庫 小林 昌三

つぎつぎとバスを降りたる日焼け顔
病みて見る泰山木の花重し

神奈川 椎名 弘

斑猫の飛べば巻尺引いて行く
黄菅咲き雲の流れで影日向

今月の作品から

深谷 健吾

せせらぎの音も盛られて鮎料理

島田 操

「鮎料理」とは、夏の季語「鮎」の傍題。鮎魚の解禁が六月初めごろとされており、各地の釣場はにぎわう。姿が端正で味も淡泊なため古くから賞味され、釣りや鵜を用いて捕獲される。塩焼き・味噌焼き(魚田)などにして食べると美味。一種独特の香気を有するので香魚ともいう。清流の鮎川は、全国に多々ありますが、その場で天然鮎を食すのは、夏の風物詩の一つでもある。提句は、その夏の風物詩である鮎魚の天然鮎三昧に「せせらぎの音」も一品に加え、鮎料理を満喫する至福のひと時を詠み込んだ佳句である。

中原ひそむ

墓洗ふ墓に己の影重ね

「墓洗ふ」とは、秋の季語「墓参り」の傍題。春や秋のお彼岸や故人の命日にも墓にお参りするが、単に墓参りというときは、盆の墓参をいう。盆の近くに墓の掃除をし、苔を掃き、水を打ち、供物を供え、香煙を立てる。あらかじめ墓掃除をしておいて、盆の期間中に墓参りするのが正式であらう。この句の眼目は「己の影重ね」のフレーズである。お盆の墓参りに行き、墓洗いをしていく度に、早く旅立ってしまった家族の面影がぶり返って来ます。その哀切の心情を己の影に重なると詠み込んだ佳句である。

公園の園児そろひの夏帽子

柏屋 敏秋

「夏帽子」は、夏の季語。夏に用いる帽子の総称。いろいろと種類があつてパナマ帽、麦藁帽、カンカン帽、ヘルメット帽、日除帽などがある。公園は園児らの大切な遊び場であり、運動場でもある。園児の通園帽は揃いであるが、夏の日除帽までお揃いとは。その帽子をかぶり、先生と一緒に歩いて、規律を守り、遊んでいる風景を活写した佳句である。

小林 昌三

病みて見る泰山木の花重し

「泰山木の花」は夏の季語。高さ十八、九メートルの常緑喬木。庭園等に多く植えられる。葉はシヤクナゲに似てはるかに大きい。表面には光沢があり、五・六月ごろ、白色で香気の強い大輪の花を開く。いつも見る泰山木の花は、高くて、香りがあり、光沢があり、白色の清楚で美しい花であるが、病みて見る花は、何となく別の花に見える情景を心情に詠み込んだ佳句である。

椎名 弘

斑猫のとべば巻尺引いて行く

「斑猫」とは、夏の季語「道をしえ」の傍題。甲虫の一種。地上にいて、人が来ると飛びたつて少し先へおり、近かずくとまた飛ぶさまが、道を教えているようなので、道をしえの名がある。斑猫即ち道をしえの情景を目の前にして、「巻尺を引いて行く」との擬人化法を使い、俳諧味のある見事な一句となった。

京都会

「トカチヨってなんやろ～?」



『トカチヨ』第1号

特集

トカチヨってなんやろ～??

実は / 土地家屋調査士の略なんです

トチカオクチョウサシ?? はあ?? ますますなんやろ? ですよね～(笑)

京都土地家屋調査士会では、皆さんに「土地家屋調査士」を
もっと、も～っと知っていただくために、今後この会報紙トカチヨをお届けしていきます。

記念すべき (B・B)/スバリ!!
第1号のテーマは— **土地家屋調査士を知ろう!!** です。 —って、そのままやん(汗)

What is a land surveyor?

「土地家屋調査士」。あまり聞いたことのない資格かもしれませんが、
でも実は、我々国民の大切な財産を守ってくれている重要な存在なのです。
決して有名ではないけれど、縁の下の力持ちのような働き方をしている資格。
それが「土地家屋調査士」なんです。

土地家屋調査士とは何か?を一言でいえば、「不動産登記の専門家」です。
「登記って何?」と思われるかもしれません。
登記とは、住所や所有者や、不動産の詳しい情報を記したものです。
これは請求すれば誰でも見られるようになっています。

例えば道を歩いていて、「あの建物カッコイイ!どこの誰が持っているんだろう!中の広さはどれくらいかな!」
と思ったら、登記所(法務局)に行ってその建物の登記記録を交付してもらうことができます。
これは土地についても同様です。

なぜこのような制度があるかというと、不動産取引をスムーズにするためです。
「どこにある?」「広さは?」「大きさは?」「誰が持ってる?」「ローンを組んでる?」
こうした情報を明らかにすることで、その不動産について取引をしたり、
自治体が税金を課す際に関係が起きないようにしているのです。

そして、**土地家屋調査士**はこの**不動産登記の専門家**の一人なのです。

GAME

YES →
NO →

あなたの トカチヨ度チェック

START

天気の良い日には
つつい外へ出かけちゃう

交渉力があるねとよく言われる

パソコンには詳しい方だ

関数電卓の使い方を
マスターしている

絵を描くのが得意だ

Googleマップは
つついながめちゃう

建物と建物の間に
何があるのか
ツイツイ気になって
見てしまう

CADをバリバリ
使いこなせる

コレが何かを
知っている

「登記」という言葉の
意味を知っている

すばらしい！
トカチヨ度
100%

もしかして天職？
あなたはスバリ土地家
屋調査士です。興味
のある方はぜひ受験して
ください！きっとあなた
に合った仕事ですよ。

トカチヨ度
75%

もしかしたら
向いているかも！
外の仕事も事務所での
仕事も人と関わること
もあるちょっと珍しい
仕事かも。

トカチヨ度
50%

ちょうど半分
そんなあなたほもし
かして無難向きでは？
副業もありかも。

トカチヨ度
25%

ちょっと少ない…
悩めることはナシシグ、
この巻子をとってくら
えことがあうがけでプロ
の道！

トカチヨ度
0%

アキラ残念！
いやいややりません、
可哀なあなた、土地家
屋調査士さんには全く適
当な物やスキルがなくて
関心もありません。

お知らせ

土地家屋調査士2023年オリジナルカレンダー

古絵図に見る街の成り立ち

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で23回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
1本 560円	1本 740円	1本 740円	
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2022年8月31日(水)		
納品予定	2022年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

2022年
8月31日(水)

お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けれます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2022年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は

FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6467-8949

■ご注文本数 ※原材料高騰に伴い、本体価格を改定しました。

A) シンボルマークのみ 1本 560円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 740円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 740円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2022年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

2022年

月

日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。



今年の土地家屋調査士会総会では、式典で突然に会員の一人が倒れてしまった。AEDを持ってきたのは会場のスタッフだったが、対応したのは土地家屋調査士会会員だった。数年前、別の土地家屋調査士会総会の懇親会でも会員の一人が突然に倒れてしまった。その時に対応したのもホテルのスタッフではなく来賓として訪れていた他会の土地家屋調査士の役員だった。いざという時に自分たち仲間の生命を守ってくれたのは土地家屋調査士の会員だった。教訓として準備が必要なことを目の当たりにした。

今年は全国数か所の土地家屋調査士会総会に伺った。行ってみないと分からないことは沢山あるものだ。会議や式典のやり方も様々だが、そんな堅い話ではない。

「ラーメン」が有名だと思って行ったのに地元では「うどん」が定番だと知った。また、商業モールに良くあるフードコートのような場所で見知らぬ他人が席を並べ酒を飲み食事をする地域もあるようだ。要領が良ければ、隣に座ったオヤジに奢られることも度々あるとのこと、イギリスというパブの日本版だと感心した。

話は変わるが、「日本三大まんじゅう」と呼ばれている饅頭を御存知だろうか。聞いた話で申し訳ないが、福島(郡山)の「薄皮饅頭」・東京(中央区)の「志ほせ饅頭」・岡山(岡山)の「大手まんじゅう」だとのこと。今回は「大手まんじゅう」をいただいた。大変美味しく、お土産としても評判が良かった。未だ食したことのない「志ほせ饅頭」も試してみたいと思う。よろしければ皆様も。

副会長 鈴木貴志(神奈川会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：<https://www.chosashi.or.jp> E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社